

## 第 30 回軽米町議会定例会

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

午前 10 時 05 分 開 会

### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の平成 31 年度施政方針演述
- 日程第 4 教育長の平成 31 年度教育行政方針演述
- 日程第 5 同意案第 1 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 6 同意案第 2 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 1 号 二戸地区広域行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 10 議案第 2 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 3 号 軽米町森林環境整備基金条例
- 日程第 12 議案第 4 号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 5 号 軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 6 号 平成 30 年度軽米町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 15 議案第 7 号 平成 30 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 8 号 平成 31 年度軽米町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 9 号 平成 31 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 10 号 平成 31 年度軽米町下水道事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 11 号 平成 31 年度軽米町介護保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 12 号 平成 31 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 13 号 平成 31 年度軽米町水道事業会計予算

○出席議員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	館坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	13番	山本幸男君
14番	松浦求君		

○欠席議員（1名）

12番 古館機智男君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	藤川敏彦君
総務課総括課長	吉岡靖君
会計管理者兼税務会計課総括課長	小笠原亨君
町民生活課総括課長	川島康夫君
健康福祉課総括課長	坂下浩志君
産業振興課総括課長	小林浩君
地域整備課総括課長	川原木純二君
再生可能エネルギー推進室長	戸田沢光彦君
水道事業所長	川原木純二君
教育委員会教育長	菅波俊美君
教育委員会事務局総括次長	堀米豊樹君
選挙管理委員会事務局長	吉岡靖君
農業委員会事務局長	小林浩君
監査委員	竹下光雄君
監査委員事務局長	小林千鶴子君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小林千鶴子君
議会事務局主査	鶴飼義信君
議会事務局主任	川島幸徳君

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） ただいまから第30回軽米町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、古舘機智男君から本日欠席する旨の届け出がありました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会に町長から2月28日付で同意案2件、諮問2件、議案13件及び各課の事務報告書の提出がありました。

次に、本定例会に提出された一般質問通告は、茶屋隆君、中村正志君、田村せつ君、大村税君、古舘機智男君、山本幸男君の6名であります。いずれも印刷配布してありますので、朗読は省略いたします。

監査委員から、平成30年11月分から平成31年1月分までに關する現金出納検査結果、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体の監査結果及び同条第4項の規定に基づき実施した平成30年度定期監査結果の報告があり、その写しをお手元に配布してございます。

また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを皆様に配布してございます。ご了承願います。

本定例会の会期については、2月21日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より3月12日までの13日間とし、同意案2件と諮問2件については本日本会議場において審議、採決することとし、議案第1号から議案第13号までの13件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、議会運営委員会の協議において、本日行われる町長の平成31年度施政方針演述と教育長の平成31年度教育行政方針演述に対しまして、特にこれに限り追加質問を許すことで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

質問される議員は、本日午後5時までに通告を願います。

次に、管外から郵送により陳情書3件の提出がありましたので、資料としてお手元に配布してございます。

また、本日までに受理した請願陳情については、お手元に配布した請願陳情のと

おり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配布してございますので、朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において8番、大村税君、9番、松浦満雄君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月12日までの13日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月12日までの13日間に決定しました。

---

◎町長の平成31年度施政方針演述

○議長（松浦 求君） 日程第3、町長の平成31年度施政方針演述を行います。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） まず最初に、栄えある賞を受けられました議長並びに議員の皆様、改めてお祝いを申し上げます。

それでは、平成31年度町長施政方針演述を行います。

本日、ここに平成31年3月定例会の開催に当たりまして、平成31年度の町政運営に対する私の所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最初に、本年1月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からご支援とご支持をいただき、5期目の町政運営を担わせていただくことになりました。改めて、その重責に身の引き締まる思いであります。

これまで4期にわたって取り組んでまいりました諸施策を踏まえつつ、当町が直面する課題を乗り越え、誰もが住みたい、住み続けたい「健康で心豊かに安心して暮らせる安全で快適な町」の実現に邁進する所存であります。

首都圏への人口一極集中や少子化による人口減少など、町政を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあります。これまでも重点的に取り組んでまいりました子育て支援日本一のまちづくりのさらなる充実強化を初め、高齢者が安心して暮らせる町づくりや大規模畜産・園芸ファーム誘致等による農林業振興、雇用の創出と町民所得向上、中心商店街のにぎわい創出と生活環境の充実・実現、移住・定住の推進など、町民の皆様にお約束いたしました諸施策にしっかりと取り組んでまいります。

さて、国においては日本経済が大きく改善しているとし、平成31年度一般会計予算は101兆円を超える規模とするとともに、地方財政計画の規模も昨年度より約3兆円多い90兆円弱を見込み、地方交付税についても約2,000億円を増額するとしておりますが、臨時財政対策債の発行額が大幅に抑制されるなど、地方においては引き続き厳しい財政運営が求められているところであります。

以上を踏まえ、平成31年度予算の編成に当たりましては、歳入では、町税収入の確保や適正な受益者負担をお願いしつつ、ふるさと納税ほか、自主財源の確保に努めるとともに、歳出では、費用対効果の検証による事務事業の見直しや優先的事業への重点配分など、歳入に見合う歳出の抑制を基本とした健全財政の取り組みを強化しつつ、火葬場整備事業や公営住宅整備事業、特別養護老人ホーム整備支援事業の着実な事業執行等、身近な社会資本の整備、地域福祉の向上及び学校教育環境の充実などを果たすべく、予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算総額は、平成30年度予算と比較して12.2%増の69億8,300万円としたところであります。

先ほど申し上げましたとおり、予算編成に当たりましては歳入の確保と歳出の抑制を基本としたものの、最終的に6億円余りの財源不足が生じ、財政調整基金により調整させていただきましたが、厳しい財政状況を直視し、創意工夫により一層効率的な予算執行に努めてまいります。

平成31年度の主要施策について申し上げます。

火葬場整備事業につきましては、支障木の伐採も終え、間もなく実施設計業務も完了する予定であります。新年度5月には造成工事に、7月には本体工事に着手し平成32年4月の運用開始を目指しているところであります。

既存施設を利用しながらの工事となりますので安全面には十分配慮して進めてまいります。

また、社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業につきましては、平成31年度内の完成を目指し同協議会において実施設計業務を行っているところであります。町といたしましても、事業に供する土地を提供するほか、財政的支援といたしまして建設事業費に対する補

助・貸付金を新年度予算に計上しているところであります。同協議会とで構成している事業推進部会を継続し、円滑な事業進捗を支援していくこととしております。

かるまい交流駅（仮称）整備事業につきましては、平成32年度から予定している建物建設工事を円滑に取り進めるため、町道大町下新町線改良工事、建設予定地内の支障電柱の移転工事及び計画説明会で隣接者の皆様からご要望のありました水路整備工事を行うこととしております。町民の皆様から出されたご要望等に少しでも多く応え、皆様に親しまれ、ご活用いただける施設となるよう取り組んでまいります。

萩田地区に整備を進める町営住宅については、本年度は戸建て2棟の建築を進めておりますが、新年度におきましては戸建て3棟、長屋2棟の建築を予定しているところであります。

再生可能エネルギーの取り組みにおけるメガソーラー施設につきましては、平成28年から工事着手しておりました山内地区の「軽米西ソーラー」については本年7月1日に、1年おくれの平成29年から工事着手しておりました「軽米東ソーラー」については12月1日に売電を開始すべく順調に工事が進められております。

また、昨年3月に工事着手した米田地区の「軽米・尊坊太陽光発電所」につきましては、伐採工事が終了し防災設備の工事を先行させて事業を進めており、平成33年10月の完成に向けて順調に工事が進捗しているところであります。

高家地区のメガソーラー施設につきましては、現在、県との林地開発許可手続を進めており、平成31年度の着工を目指しているところであります。

風力発電の計画につきましては、折爪北エリアに2事業者が計画しております。1事業者については2メガワット規模の風車1基を計画しており、現在、林地開発許可の手続をしておりますが、事業実施については林地開発許可の条件等、総合的に検討し実施判断することとしております。もう一つの事業者については7.5メガワット規模で事業実施の予定と伺っているところであります。

平成23年度からの10年を期間として策定された「新軽米町総合発展計画」は平成32年度をもって計画期間の終了となることから、新年度において新しい計画の策定準備に取りかかることとしております。

また、昨年度までの4年間にわたり、町政のさまざまな課題等についてご議論いただき、多方面にわたる提言を頂戴いたしました百人委員会につきましては、総合発展計画の策定期間になること等も踏まえ、本年度をもって終了とし新たな公聴制度を検討の上、早い時期にお示ししたいと考えております。

このほか、町民の皆様にお約束申し上げました施策の早期実現に向け、ハード・

ソフト事業に係る事業計画の策定等、着実な事業展開を図ってまいり所存であります。

以下、平成31年度の事業につきまして、新軽米町総合発展計画の7項目の基本計画に基づき申し上げます。

「豊かな自然と美しい景観の町づくり」について申し上げます。

初めに、花いっぱい運動推進事業について申し上げます。

町内各地域や企業、家庭など、町全体を彩る花壇は、町への愛着を培い、日常生活に心の潤いと安らぎをもたらすとともに、来町する方々の印象にも大きなインパクトを与えるものと考えております。本年度で30年を迎えた花いっぱい運動にご参加いただきました皆様に感謝と敬意を表しますとともに、平成31年度におきましても、地域や企業、学校等の協力をいただきながら、「花いっぱいコンクール」と「チューリップ植栽事業」を展開し、「花と緑に包まれたまちづくり」を推進してまいりますので、町民の皆様のご協力をお願いしたいと存じます。環境衛生について申し上げます。

清潔で住みよい町づくりのため、町民総参加で町内全域にわたり道路河川等の清掃を行い、美しい町づくりと環境衛生に対する意識の高揚を図るため、クリーンアップデー事業を継続実施してまいります。

町民の一人一人がごみ減量の意識を持ち、各家庭から出されるごみの分別を促進することが必要不可欠となることから、今後とも町民の皆様のご理解とご協力により循環型社会の形成に取り組んでまいります。

次に、「高齢者もいきいき暮らす町づくり」について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業について申し上げます。

国保事業の運営につきましては、平成30年4月から県が安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化に努めているところであり、新年度予算におきましても、岩手県国保運営方針に従い、一般会計からの法定外繰入を行わず、保険税率の改正等を行わないこととして予算を編成しております。

国保運営は、加入者の年齢が高いことによる保険給付費の増加や所得水準に対し保険税の負担率が高いことなど、構造的な問題により極めて厳しいものとなっておりますが、医療費の状況が県への納付金算定の基礎となることから、現在の医療費水準を維持するとともに、さらに医療費の適正化に努め、納付金算定におきましても町民への負担が大きくなるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、岩手県では、市町村事務の一層の効率化と電算システム改修の負担軽減等を目的に、国保中央会が開発した国民健康保険事務処理標準システムのクラウ

ド化による共同利用を平成32年10月に開始することを目標としており、平成31年度においてはネットワーク構築に係るシステム改修費や県負担金を予算計上しているところであります。

後期高齢者医療事業について申し上げます。

後期高齢者医療事業につきましては、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平化を図るため、高額療養費と保険料の軽減特例措置が段階的に見直されておりますが、その内容につきましては、今後においても丁寧に周知・広報等を行ってまいります。

また、被保険者の健康の保持増進のために予防・健康づくりの推進もますます重要なテーマとなっており、高齢者の特性を踏まえた効果的な保健事業を推進してまいります。

高齢者福祉対策について申し上げます。

本町の高齢化率は、本年1月末現在で38.9%と国や県平均を大きく上回っていることから、町民が生涯元気で、生き生きと安心して暮らせる町づくりを目指し、高齢者の社会参加を含めた介護予防や生活支援コーディネーターの配置により各地域において高齢者等を支援する担い手の発掘・育成に取り組むなど、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるように地域づくりを進めます。また、高齢化社会に対応するため成年後見制度の利用を促進し、福祉の増進を図ってまいります。

さらに、高齢者の支援にとどまらず、子供から高齢者まで、さらには認知症の方や障がい者等が集い、多様な人とのかかわりにより支え合う共生社会の町づくりを目指し、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

障がい者福祉対策について申し上げます。

「障害者基本法」に基づき、新たな障がい者ニーズに対応しながら、障がいのある人もない人も地域の中で支え合い、ともに暮らせる町づくりを目指し、障がい者施策の計画的な推進を図るため、第2期軽米町障害者福祉計画等による事業を推進するとともに、国や県の動向を踏まえ、障がいのある人も自立した社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供や補装具等の給付のほか、成年後見制度の利用を促進し障がい者の権利擁護を図るなど、支援に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。

生活習慣病予防事業につきましては、脳卒中の予防と糖尿病重症化対策を目的とし、健康教育、栄養教育、減塩普及事業を実施してきたところであります。新



年度におきましては、国保データベースシステムを活用しながら、健康障害を引き起こす前に生活習慣の改善を働きかける生活習慣病予防から重症化予防まで、網羅的に進めてまいります。

こころの健康づくり推進事業につきましては、昨今の社会情勢の変化から心身へのストレスも多くなっており、国を挙げての自殺対策の取り組みが進められております。当町では自殺対策として、ゲートキーパー養成講座の開催や、傾聴ボランティアのフォローアップ研修、ふれあい共食事業や健康教室においても自殺予防講演会を実施するなど、町民それぞれに対応できる体制を整備するよう努めてまいります。

全町民が「丈夫に育ち」、「元気に働き」、「健やかに過ごす」町民が多く住む町を目指して、効率的に事業を推進してまいります。

次に、「子育て支援日本一の町づくり」について申し上げます。

初めに、医療費助成事業について申し上げます。

県の医療費助成事業における現物給付につきましては、平成31年8月から小学校卒業まで対象が拡大されることになっており、円滑な実施に向け、関係条例等の改正とシステム改修を進めるとともに、県が定める一定負担額についても引き続き町単独で負担し、受給者の負担軽減を図ってまいります。

また、対象者を高校生までに拡大している児童生徒医療費助成等につきましても、次代を担う子供たちが、いつでも安心して医療が受けられ、健やかに育てられる環境を確保するため、継続して実施してまいります。

母子保健事業について申し上げます。

母子保健事業につきましては、生まれてきた子供が元気に育つよう、妊産婦の心身の健康づくりと、安心して子育てができる支援を進めるため、生後4カ月まで全戸を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続実施し、乳幼児健診、幼児教室とともに、保険外診療となっている新生児聴覚検査・産婦健診費用助成を進めてまいります。

また、国から平成32年度末までに設置することとされている「子育て世代包括支援センター」の構築につきましては、当町では平成31年度に開設することとしております。従来の母子保健事業をさらに充実させ、母子の個別プラン作成、産婦乳児訪問の回数を増加し、新生児期の訪問を充実する体制の確立を進め、妊娠期から子育て期の切れ目のない育児支援体制の一層の充実を図ってまいります。

食育の推進につきましては、健全な食生活の実現を目指し、関係機関が連携、協力して取り組むため、食育推進計画について進めてまいります。

子育て支援事業について申し上げます。

近年、少子化、核家族化の一層の進行や、保護者の就労形態の多様化に伴う保

育需要の増大など、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しております。

子育て世代は、社会を支えるかなめであり、進展する高齢化社会を支える世代でもあります。子育て支援は、子育て世代のためだけではなく町そして社会全体にとって、未来への投資とも言えるものと考えております。「自然豊かな丘陵地に囲まれた本町で子供を産み育てたい」と言っていただけるよう、地域全体で子供たちを守り、育て、子育て世代が子育てしやすい町づくりを進めてまいります。

また、子供たちの誰もが将来に夢を持ち、健やかに成長できるよう、子育て家庭の支援や子育て家庭に対する育児不安についての相談などを行う「ピヨピヨ広場」や、「軽米児童クラブ」の小軽米・晴山小学校児童の送迎事業など、子育て支援の取り組みを継続してまいります。

国においては幼児教育・保育の無償化に向けて、子ども・子育て支援法改正案について閣議決定したところであり、本町においては、常設保育園での2人目以降の保育料無償化など子育て支援に取り組んでまいりましたが、保護者の負担軽減を図り、より一層の子育て支援の充実のため、保育料の完全無償化の実施について検討してまいります。

また、保育園での一時預かり保育や病後児保育等につきましては、引き続き実施に向けて検討してまいります。

保育園等の状況について申し上げます。

保育園の入園申し込みにつきましては、軽米保育園116名、小軽米保育園31名、晴山保育園48名、笹渡保育園9名の申し込みとなっており、全員の入園を承諾することとしたところでございます。

野外保育、要支援児へのきめ細やかな対応などの、特色ある保育についても継続して取り組み、保育の質の向上を推進してまいります。

学校教育関係について申し上げます。

町内の児童生徒につきましては、地域の皆様、関係の皆様から登下校の安全確保等にご協力をいただき、安心安全な教育環境のもとに、充実した学校生活を送られております。

新年度においても、引き続き町単独による学力向上支援員、特別支援員を全ての学校に配置するとともに、ICT機器の整備、英語指導助手の配置など教育環境の充実を図り、その効果的な活用に努める中で、生徒児童の学習意欲を高め、学力向上を推進してまいります。

また、他市町村に先駆けての学校給食費の助成につきましては、さらなる子育て支援の充実を図るため、完全無償化に向けての検討をしてまいりたいと考えております。

県立軽米高校への支援につきましては、教育環境の整備やキャリア教育推進事

業などへの支援に加えて、通学補助の拡充を行い、引き続き入学者の確保を目指し、魅力ある軽米高校をつくるための支援を行ってまいります。

生涯学習関係について申し上げます。

「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めるため、引き続き住民の主体的な学習活動を支援してまいります。

新年度は、地域づくりの中核となる自治公民館連絡協議会が行う「夢灯り20周年事業」、青少年の健全育成を目的とした町民会議の「結成30周年事業」、町文化協会が行う「町民文化祭40回記念事業」を実施することとしております。社会教育関係団体として、今日まで行政とともに生涯学習活動を展開し推進していただいておりますことに敬意を表するとともに、今まで同様、事業協力をしてまいります。

また、交響楽団による住民参加型の演奏会など、多様な学習機会を提供し、町民の皆様の豊かな文化活動を推進してまいります。

次に、「資源を活かした地域産業のまちづくり」について申し上げます。

初めに、農業振興について申し上げます。

水稲につきましては、平成30年産の主食用米から、国からの生産数量目標の配分が廃止され、地域や農家の主体的な判断により、需要に応じた生産・販売が行われております。

当町としましても、県で設定した地域の生産目安を参考に、需要に応じた米生産を進めるとともに、水田を有効に活用した飼料用米等の転作作物の生産拡大を図るなど、引き続き農家所得の向上を図る取り組みを推進してまいります。

園芸振興等について申し上げます。

園芸作物及び雑穀等の産地力の強化を図るため、新技術の導入による生産性の向上や担い手の確保・育成に努め、引き続き生産者と関係機関等と一体となり推進してまいります。

また、当町の基幹産業である農業の中でも、葉たばこ・ホップの生産は、中心的な工芸作物として位置づけられており、今後も生産者の維持に努め、安定生産と品質の向上を図るため支援してまいります。

畜産振興について申し上げます。

和牛では、子牛価格が若干下がり、血統のよしあしでの価格差が大きくなったものの、いまだ高値で推移しており繁殖経営は全般に安定したものとなっております。今後、TPP11、新日米通商交渉の動きによっては、大きな影響が懸念されることから、経営体質の強化を図るため、飼養管理における低コスト化や担い手の育成、農家の規模拡大を推進するための施策に取り組んでまいります。

また、子牛価格の高騰の長期化により、肥育農家がさらに苦しい経営を余儀な

くされていることから、引き続き肥育素牛導入について支援してまいります。

中小家畜の振興につきましては、県下でも屈指の生産地帯であり、地域の経済に果たす役割も大きいことから、昨年12月30日のTPP11の発効による新たな価格保証制度への助成を継続し、中小家畜経営の維持と安定的発展を図ってまいります。

林業関係について申し上げます。

当町の約8割を占める山林資源を活用した林業・林産業等につきましては、木炭、シイタケ生産者や森林組合等との連携を図り、森林資源の有効活用、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることができるよう、引き続き軽米町森林整備事業や広葉樹里山森林資源活用再生事業等を実施し推進を図ってまいります。

また、平成31年4月から新たに施行される「森林経営管理法」は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指すもので、その施策等につきましては関係機関と連携しながら進めてまいります。

日本型直接支払制度について申し上げます。

本年度は多面的機能支払交付金事業が17組織、中山間地域等直接支払交付金事業が32組織、環境保全型農業直接支払交付金事業が2組織活動しており、新年度におきましても中山間地域の環境保全活動を引き続き支援してまいります。

本町の基幹産業である農業振興に不可欠な農地の有効活用と、新規就農者の確保について申し上げます。

農地の有効活用につきましては、引き続き農地中間管理事業を活用しながら、農地の借り入れ、貸し付けを推進し、担い手への農地の集積及び集約化を図ってまいります。

また、人・農地プラン見直しの座談会におきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、地域の実情に即した農地利用の最適化に向けた検討を進め、遊休農地の発生を防止するとともに、地域の農地が有効に活用されるよう、関係機関とともに促進してまいります。

新規就農者の確保につきましては、農業次世代人材投資事業を活用しながら推進しており、現在1組の夫婦を含め7名が給付を受けております。

また、町単独事業として新たに「軽米町親元就農給付金事業」を創設し、国の制度に該当しない新規就農者への支援策として、最大2年間で84万円を給付し、親からの農業経営が円滑に継承されるよう支援してまいりたいと考え、本定例会に、新規事業に係る予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後も地域や関係機関と情報共有しながら新規就農者を発掘し、経営開始に向けた取り組みへの支援や、集落営農組織への取り組みを図りながら、担い手の確

保に努めてまいります。

商工業振興について申し上げます。

首都圏等、中央では景気が回復する一方、当地域の中小企業にとりましては、景気回復の実感が乏しく、中心商店街ではさまざまな取り組みが行われているものの、原材料の高騰や少子高齢化に伴う居住人口の減少、需要低迷や人手不足等による売り上げ不振、経営者の高齢化と後継者難により事業継承がスムーズに行われないなど、地域経済の障害となる問題が山積しております。

このような状況を踏まえ、商工業者の育成や指導団体である軽米町商工会及び関連団体が実施する各種事業に対して財政的支援を行い、商工業の振興と地元中小企業の経営基盤の強化を図りながら、商店街のにぎわい創出に努めてまいります。

商店街の活性化対策について申し上げます。

町内外での郊外型商業施設の進出等により、中心商店街における空き店舗の増加や町内購買力の低下が懸念される状況が続いていることから、消費者の地域内における消費喚起を図ることを目的とした「プレミアム付き町内共通商品券」発行事業と「軽米町お買物ラリー」の実施に対して支援することで、商店街の活性化と魅力の向上に努めてまいります。

地場産業の振興について申し上げます。

町商工会が中心となって進めている「かるまいブランド」は、現在、31品目が認証されているところであります。軽米の「もの」にこだわり、確かな品質を保証し、「食の町かるまい」を県内外に発信するとともに、新たな農産物や特産品の開発や既存商品のブラッシュアップを図り、地場産業の振興に努めてまいります。

具体的には、地域の農産物を活用した商品開発がさらに促進されるような助成制度を創設し町内農業者や事業者などの活性化を図るとともに、八戸圏域のコミュニティラジオ放送局を活用した情報発信の取り組みを強化することで、町の新たな商品開発やイベントのPRを推進してまいります。

また、町のシリアルにつきましては、生産者の高齢化や収益性などの課題に向き合いながら、無農薬栽培により安全志向のニーズに応じた高品質のシリアルの生産が行われており、健康志向が高まる中「安全安心で高品質な軽米産シリアル」としてさらなるイメージアップを図ってまいります。

次に、「多様な交流が生まれるまちづくり」について申し上げます。

観光推進事業について申し上げます。

町観光協会が中心となり開催予定の「2019森と水とチューリップフェスティバル」につきましては、5月の大型連休に合わせ、子供からお年寄りまで楽し

めるイベントを4日間にふやし、「花のまち軽米」を積極的にPRしながら誘客の拡大を目指してまいります。

「HIGHキューコスプレフォトロケーション」は、町内外から多くの方が訪れ好評を得たところではありますが、8月19日は他のハイキューイベントと重なることなどから、平成31年度は「かるまい夏祭り」期間中の8月3日に夏祭りと一体となったイベントとして「HIGHキューフォトロケーション」を開催する計画としております。

また、漫画「ハイキュー!!」の聖地として国内にとどまらず、海外からも訪れるファンの方々は、横ばいの傾向にありますが、リピーターとして来町を繰り返す方々は増加傾向にあるとともに、フォトロケーションなど、漫画の聖地をテーマとしたイベントのほか、夏祭りや秋まつりなど、町のイベントにも多くの方々から参加いただくようになっております。若い世代が多く、スマートフォンを利用したSNSでの情報発信や情報共有も広く行われており、国内外への町の魅力発信にもつながっていることから、新年度におきましても、引き続き町づくり交流推進事業を展開することとしております。

「軽米秋まつり」の開催につきましては、実行委員会を組織して実施しておりますが、平成31年度は、9月14日から16日までの3日間の日程で開催する計画としております。

「2019食フェスタinかるまい」につきましては、10月20日に第3回全国さるなし・こくわサミットと同時開催する内容で計画しております。全国さるなし・こくわサミットにつきましては、全国さるなし・こくわ連絡協議会加入の10産地が集結し、さるなし商品などの魅力をPRし産地間交流を図り、さるなしの全国的な知名度を上げながら普及拡大を目的として開催するもので、事業の相乗効果が期待できるものであります。

冬のにぎわいを創出するとともに町中心部の活性化を図ることを目的とした「かるまい冬灯り」につきましては、地元町内会や各種団体の皆様、若手職員等による実行委員会で運営されており、本年度のイルミネーションの飾りつけは、町内16の企業や団体等から協力を得て、盛り上げていただいたところであります。また、本年度におきましては、百人委員会でご提言をいただきましたSNSを活用し、初めての試みとして点灯期間中にフォトコンテストを実施したところであります。35人の方から185点の応募をいただき、「かるまい冬灯り」を広く周知できたと考えており、今後においても、各イベントで積極的な活用を進めてまいりたいと考えております。

平成31年度で4年目となる「かるまい冬灯り」は、「軽米の冬の風物詩」として定着してきておりますので、今後におきましても広く町民の皆様方からご協

力をいただきながら、みんなでつくり上げるイベントとして開催してまいりたいと考えております。

次に、「豊かな暮らしを支えるまちづくり」について申し上げます。

初めに、道路整備事業について申し上げます。

町民の日常生活に密着した町道整備事業につきましては、新規事業として町道大町下新町線を、継続事業として町道参勤街道線、町道蛇口蜂ヶ塚線、町道赤石峠小玉川線、町道みどころばし竹谷袋線、町道軽米高家線の5路線の整備事業を引き続き進めてまいります。

また、通学路等の安全対策として、外側線を明示し、橋梁修繕・橋梁点検を実施するなど、町道・河川の適正な維持管理を図り、交通安全確保に努めてまいります。

防災対策について申し上げます。

防災対策につきましては、全国的に多発する自然災害等に備えるため、行政区や町内会等を単位とした自主防災組織の結成を推進しておりますが、各種訓練・研修会等、事業実施に係る情報も積極的に提供するなど、自助・共助への取り組みの充実強化を図ってまいります。

また、町中心部に大きな被害をもたらした平成11年10月の豪雨災害の発生から20年目となる本年度は、水防活動を想定した消防団や自主防災組織を初めとする関係機関と連携した防災訓練を計画するとともに、防災士の資格取得支援や食料・飲用水の備蓄を計画的に進めることとし、消防費に災害対策費として新たな科目を設け予算計上させていただいているところでございます。

交通安全対策事業について申し上げます。

当町におきましては、事故件数並びに傷者数、物損件数、飲酒運転の検挙者数は減少傾向となっておりますが、依然根絶に至らない状態となっていることから、引き続き交通事故のない明るい地域社会を築けるよう、関係機関・団体等と連携を図りながら飲酒運転撲滅運動、歩行者・運転者に対する交通事故防止の啓発運動を推進してまいります。

特にも「高齢者及び子どもの交通事故防止」を重点目標として掲げ、幼児から高齢者を対象とした交通安全教室の開催や街頭啓発活動などを通じ交通安全思想の普及と正しい交通マナーの啓発に努めるとともに、町内の通学路等の点検を行い、横断歩道等の交通安全施設の設置について関係機関と協議を図り、安全な交通環境の整備に取り組むほか、75歳以上の高齢者を対象とした「高齢者運転免許自主返納支援事業」につきましては、本年も引き続き実施しながら、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを進めてまいります。

消費者行政推進事業について申し上げます。

消費者行政推進事業につきましては、平成22年度から二戸消費生活センターに委託して消費生活におけるトラブルの防止や解決のため相談活動を進めております。

近年、多重債務の問題や悪質な商法による被害が発生しており、二戸消費生活センターにおける相談員の活動は必要不可欠なものとなっており、今後とも、構成市町村が連携して二戸消費生活センターの存続と支援を継続して行い、町民の皆様が安心して暮らしができるように努めてまいります。

住環境整備について申し上げます。

住環境整備につきましては、町営住宅の建てかえを進めるほか、一般住宅の耐震診断費や耐震改修工事費への助成事業、住宅リフォーム奨励事業につきましても継続して進めてまいることとしております。

また、移住定住を促進するため、空き家バンク制度についても取り組むこととしております。

公共下水道事業について申し上げます。

公共下水道事業につきましては、昨年度下水道事業計画の最終見直しを行い事業完了に向け取り組んでまいります。また、本年度におきましても向川原地区の管路布設工事を進めるとともに、供用開始区域における下水道の普及促進に努め、公共用水域などの自然環境の保全と生活環境の改善を図ってまいります。

水道事業について申し上げます。

水道事業は、「安全な水の安定供給と健全な経営」を目標とし、効率的な事業運営を目指してまいります。

また、水道施設の適切な維持管理等を行うとともに、老朽化した管路施設につきましては、計画的な更新に努めてまいります。

公共交通対策について申し上げます。

公共交通対策につきましては、高齢者の皆様を初めとする交通弱者の移動や高校生の通学等を支える重要な施策であり、JRバス東北等、路線バスの維持運営に努めるとともに、町民バス・コミュニティバスの運行に当たりましては、今後とも交通事業者や地域住民の皆様と知恵と工夫を出し合いながら、町民の皆様にとりまして、よりよい交通手段となるよう取り組んでまいります。

次に、「結いの精神のまちづくり」について申し上げます。

協働参画推進事業について申し上げます。

地域の自主的・主体的活動を支援することを目的とする「行政区活動交付金」と「地域活動支援事業費補助金」につきましては、本年度におきましてもPDC Aにより、制度の充実を図り、地域活動や地域コミュニティの活性化を支援してまいることとしております。



また、企業や地域づくり団体等の事業支援を目的とした「協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金」につきましても、適宜制度の見直しを図るとともに、制度の周知に努め、より積極的に活用いただけるよう努めてまいります。

以上をもちまして、平成31年度の施政方針とさせていただきます。

本定例議会には、人事同意案2件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問2件、二戸地区広域行政事務組合理約の一部変更の協議に関する議案1件、条例の一部改正または制定に関する議案4件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件、平成31年度一般会計当初予算ほか当初予算案6件の併せて17件の議案を提案させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで施政方針演述が終わりました。

ここで10分間休憩したいと思います。11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○議長（松浦 求君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
◎教育長の平成31年度教育行政方針演述

○議長（松浦 求君） 日程第4、教育長の平成31年度教育行政方針演述を行います。  
教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 軽米町議会3月定例会の開会に当たり、平成31年度の教育行政の主な施策について、所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

軽米町の教育振興につきましては、議員各位を初め、学校、保護者、地域の方々など、多くの皆様のご努力により、児童生徒の健やかな成長と「協働参画による生涯学習のまちづくり」が進められてまいりましたことに深く感謝申し上げます。

平成30年度におきましては、児童生徒の部活動やスポーツ少年団活動の成果があらわれ、全国大会出場のほか、数々の大会において優秀な成績をおさめました。また、昨年度から町民体育館の改修工事を行い、昨年度の屋根・外壁・照明、今年度は、体育室の床改修と、施設の機能維持を図り、生涯スポーツの環境を整備したところでございます。

平成31年度におきましては、町内小中学校の普通教室・保健室に冷房設備を

整備し、夏期の熱中症対策と集中して学習のできる教育環境を整備してまいります。

軽米の将来を担う子供たちの健全な成長と生涯学習の町づくりをさらに発展させるため、国・県の動向を十分に踏まえ、軽米町教育振興基本計画に基づき、教育行政のなお一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

以下、教育施策の重点事項について申し述べます。

幼児教育の充実につきましては、子供たち一人一人の個性を伸ばしながら、創意と工夫に満ちた教育活動を展開してまいります。また、近年の社会環境の変化に伴う保育ニーズに対応し、預かり保育や相談活動の充実を図りながら、特色ある園づくりに努めてまいります。

学校教育の充実について申し上げます。

学力の向上につきましては、新しい学習指導要領に的確に対応しながら、教員の授業力向上や「わかる授業」の実現に向けて、学校訪問指導や学力向上推進のための事業の一層の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の習熟度に応じた少人数指導の実施のため、全ての学校に学力向上支援員を配置し、個に応じた、きめ細かな指導体制の充実を図ります。

夏休み・冬休み期間に実施している中学生学習会の開催や中学生への実用英語検定・漢字能力検定の受検料助成を継続するなど、個々の生徒の学力の定着とスキルアップを図るため、幅広い取り組みを進めてまいります。

キャリア教育の推進につきましては、児童生徒の発達段階に応じて町内各事業所の協力をいただきながら、自分の住む社会や将来の職業を考える機会として、職場体験学習に取り組みます。

グローバル人材の育成につきましては、小学校外国語指導助手と民間からの派遣による外国語指導助手の配置により外国語教育の一層の充実を図るとともに、海外派遣事業等により、国際理解教育の推進と国際感覚豊かな人材の育成に努めてまいります。

情報教育の推進につきましては、研究校の指定や実践的な教員研修、ICT支援員の派遣を行い、先進的に整備したICT機器の、より効果的な活用を図り、情報活用能力の育成に努めてまいります。

また、メディアと適切にかかわる習慣形成のため、児童生徒のインターネット利用状況の把握を継続し、学校・家庭が連携し、適切な情報モラル指導への取り組みを進め、情報社会に生きる力を育ててまいります。

豊かな心を育む教育の推進について申し上げます。

道徳教育の充実につきましては、道徳の授業を特別の教科と位置づけ、みずからの生き方や人のあり方について考えを深める学習機会をつくり、豊かな心を育

む授業を展開します。

生徒指導の充実につきましては、児童生徒を取り巻く環境が複雑化する中、組織的な対応が重要であり、教育相談員・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、及び福祉関係機関等と連携を行い、教育相談体制を確立してまいります。

いじめの防止につきましては、児童生徒の日常を注意深く見守り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、引き続き定期的なアンケートや面談の実施等により、学校全体で組織的な対応強化を図ってまいります。

環境教育の推進につきましては、ごみ問題や太陽光発電等自然エネルギーの活用についての学習などを中心として、環境教育の充実を図ってまいります。

健やかな体を育む教育の推進につきましては、規則正しい生活習慣や運動やスポーツに親しむ素養などを身につけるとともに、生命を大切にし、みずからの健康を維持できる、正しい知識と判断力の育成に努めてまいります。

学校給食につきましては、発達段階に応じた栄養管理と地産地消を取り入れた食育指導を推進するとともに、給食費に対する助成を実施し、子育て支援を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、就学支援委員会を開催し、福祉や医療機関との連携を図りながら、特別な支援を要する児童生徒の実態把握と支援体制の充実を図るとともに、全ての学校に特別支援員を配置することにより、きめ細かな指導・支援に努めてまいります。

地域に開かれた学校づくりの推進につきましては、地域の皆様に学校をよく理解していただくために、学校通信や各学校ホームページなどにより情報を積極的に発信するとともに、協働による教育課題解決のため学校と家庭と地域が連携した学校づくりを一層進めてまいります。

中高一貫教育につきましては、中高6年間を見通した学習指導により学力の向上を図るなど、より一層の充実に努めてまいります。

県立高等学校の前期再編計画が実施中ではありますが、県立軽米高校につきましては、環境整備、図書整備費の助成、学習会講師派遣、英語・漢字検定受検料の助成、給食費の助成等の支援に加え、通学助成の拡充等を実施し、引き続き魅力ある学校づくりを支援してまいります。

教職員研修の充実につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、教員の授業力向上のための実践的な教員研修を実施し、「わかる授業づくり」と使命感を持った人材育成を進めてまいります。

このほか、教職員の服務規律の確保等にも鋭意取り組んでまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

本町の生涯学習に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、町長を本部長とする生涯学習推進本部が中心となって、町民・団体・関係機関・行政が連携し、引き続き「協働参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいります。

町全体の行事を掲載した生涯学習カレンダーの全戸配布のほか、多様なメディアを活用した学習機会の情報提供に努めるとともに、自治公民館活動等、地域の主体的生涯学習活動を支援してまいります。

家庭と地域の教育力向上の推進について申し上げます。

今年度も国庫補助事業を活用し、人格を育成する重要な役割を担う家庭の教育力の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となり子供たちを地域全体で育む教育環境を実現するため、次の各事業を展開してまいります。

1つ目は、家庭教育の支援として、子供を持つ親を対象に、発達段階に応じた子育て、しつけ、食育などに関する家庭教育学級の開催と学習情報の提供に努めてまいります。

2つ目は、全ての小学校に放課後子ども教室を設置し、地域・住民との連携により放課後における子供の安全な居場所づくりを提供してまいります。

3つ目は、児童生徒の読書推進を目的として、読書ボランティアの協力を得て、小・中学校及び高等学校の学校図書館の運営について支援を行い、学校図書館の活用促進と充実を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、姉妹町音更町との民泊を取り入れた相互訪問研修やリーダー研修会など体験的な活動を通して、将来地域を担う青少年が人間性豊かに成長するよう取り組んでまいります。

また、基本的な生活習慣の向上と情報メディアへの対応など、重要で現代的な教育課題解決に向け、地域全体で子供たちを育む教育振興運動の取り組みを通して、主体的に学び意欲に満ちた青少年の育成に努めてまいります。

生涯にわたる学習活動の支援につきましては、多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、豊かな学習機会の提供に努めるとともに、地域づくり活動の活性化を図りながら、町民の主体的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、高齢者が生きがい・健康・豊かな生活について学習する「第47期寿大学」や、地域で楽しく集える「共食事業」などを開催し、参加者の交流やさまざまな活動の場の提供、高齢者の社会参加を進めます。

社会教育環境の整備充実について申し上げます。

中央公民館につきましては、町民の学習活動の拠点として、町民講座の開催や町文化協会などさまざまな団体が活用しており、今後とも施設機能の維持を図りながら、利用しやすい施設運営を行ってまいります。

町立図書館の運営につきましては、引き続き蔵書の充実を図り、図書館支援協

力会、ボランティアの皆様の協力をいただきながら、図書館ひろばなど各種事業を展開し、親しみやすい図書館を目指してまいります。

町の生涯学習推進の拠点となる施設の整備や運用などにつきましては、関係機関と調整を図りながら進めてまいります。

生涯スポーツの振興について申し上げます。

町民の健康づくりを推進するため、生涯スポーツの振興とスポーツ施設・設備の機能維持・向上に努めるとともに、町民誰もがスポーツに親しみ、体力の向上を目指すことができるよう、参加機会の拡充に努めてまいります。

町内の小・中・高校生にも参加いただく町民体育祭や、町民総参加を目指して行うチャレンジデーの開催、各種団体が主催するスポーツ大会の開催支援を行い、町民のスポーツ活動の活性化を図ってまいります。

多様で個性ある文化の創造について申し上げます。

芸術文化の振興につきましては、町民文化祭、郷土芸能発表会、生涯学習フェスティバルの開催など、文化活動の活性化が図られており、引き続き住民主体の事業の支援を行ってまいります。

また、交響楽団演奏会などすぐれた芸術文化を鑑賞する機会を提供し、町民の創作活動を支援してまいります。

文化遺産の保存と伝承につきましては、発掘調査による遺物の保存処理、千本松遺跡の継続した内容確認調査等を進めるなど、貴重な文化財を計画的に調査発掘し、記録保存に努めるとともに、地域に伝わる芸能や郷土資料の伝承活動を支援してまいります。

以上、平成31年度の教育行政の基本的な方向について、概略を申し述べさせていただきました。

軽米町教育委員会といたしましては、町民各位の深いご理解とご協力をいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） これで教育行政方針演述が終わりました。

---

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第5、同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

同意案第1号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

同意案第1号は、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるものでございます。地方税法第423条第3項の規定によりまして、軽米町大字山内第13地割7番地1、坂上清氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

坂上氏の経歴でございますが、昭和25年8月生まれで、昭和42年3月に軽米町立晴山中学校を卒業し、家業の農業に従事された後、町内の民間会社に勤務されたこともあり、平成22年3月に固定資産評価審査委員に就任以来、今日までご協力をいただいております。

坂上氏の現在の任期は、平成31年3月12日まででございます。任期満了に伴う委員の選任につきましては、委員を経験している坂上氏が最も適任と考え、引き続き委員として選任いたしたく、皆様方にご同意をお願いするものでございます。

何とぞ同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認め、討論は省略いたします。

これから同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。同意案第1号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、同意案第1号は原案に同意することに決定しました。

---

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第6、同意案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

同意案第2号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 同意案第2号の農業委員会の委員の任命に関し同意を求めること

についてご説明いたします。

同意案第2号は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、委員の任命に関し議会の同意を求めるものでございます。

初めに、下谷地敦雄氏でございます。下谷地氏は昭和36年生まれでございます。これまでの農業委員としての経験を生かしたいと応募されました。平成22年1月より軽米町農業委員を務めておられます。岩手県農業農村指導士でもあり、地域の中心的農業者として活躍されておられます。

続きまして、畑林悦男氏でございます。畑林氏は昭和40年生まれでございます。北いわて和牛改良組合軽米支部からの推薦であり、平成28年4月より軽米町農業委員を務められております。畜産経営の中堅として、また地域の中心的農業者として活躍されておられます。

続きまして、笹山結実男氏でございます。笹山氏は昭和36年生まれでございます。農地利用最適化推進委員としての3年間の経験を農業委員としての活動に生かしたいと応募されました。行政委託の委員等も務められており、地域の担い手として今後の活躍が期待されます。

続きまして、山田一夫氏でございます。山田氏は昭和36年生まれでございます。軽米町の農業発展のために務めたいと応募されました。平成20年4月より軽米町農業委員を務められております。農事組合法人アグリプロ軽米の代表理事として、また地域の中心的農業者として活躍されておられます。

続きまして、荻谷雅行氏でございます。荻谷氏は昭和30年生まれでございます。新岩手農業協同組合農家組合協議会北部支部軽米地区からの推薦であり、平成28年4月より軽米町農業委員を務めておられます。軽米町農協、北いわて農協、新岩手農協の要職を務められ、農業関係の知識も豊富で、地域でも主体的に活躍されておられます。

続きまして、福田光雄氏でございます。福田氏は昭和22年生まれでございます。これまでの農業委員としての経験を生かしたいと応募されました。平成16年1月より軽米町農業委員を務められており、地域の中心的農業者として活躍されておられます。

続きまして、安田正一郎氏でございます。安田氏は昭和22年生まれでございます。農事組合法人小軽米アグリファイナンスシステムからの推薦であり、地域の農業経営にも精通し、農業委員会法で定める利害関係を有しない中立的立場の農業委員として今後の活躍が期待されます。

続きまして、細谷地司氏でございます。細谷地氏は昭和39年生まれでございます。笹渡地区農業者からの推薦であり、畜産経営の中堅として、また地域の中心的農業者として活躍されており、農業委員として今後の活躍が期待されます。

続きまして、西館徳松氏でございます。西館氏は昭和29生まれでございます。新蛇口地域資源保全会からの推薦であり、平成16年1月より軽米町農業委員を務めておられます。また、平成19年1月から会長職務代理者、平成28年4月からは会長を務められ、県農業会議所の常設審議委員会の委員としても活躍されておられます。

最後に、内澤初藏氏でございます。内澤氏は昭和24年生まれでございます。軽米町土地改良区からの推薦であり、平成19年1月より軽米町農業委員を務めておられます。また、土地改良区の役員、北いわて農協役員などの地域の中心的農業者として活躍されておられます。

以上、10名の方の農業委員会の委員の任命につきまして皆様方にご同意をお願いするものでございます。

何とぞ同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、山本幸男君。自席で質問してください。

○13番（山本幸男君） 同意案第2号の農業委員の選任について質問いたします。

質問の第1点は、この同意案の提出の仕方が10人の連名というのはいかかなものだろうか。10名それぞれの同意を、1件ごとの同意が必要ではないかなと思いますので、そういう点については私は疑問を感じますが、その点いかがですかというのが質問の第1点でございます。

それから、質問の第2点は、今回農業委員の改選で、町の進め方は、町内に呼びかけをした結果、10人の農業委員を公募したと、その中で応募があったのは14人で、4人定員オーバーなわけです。14人のうち1人は途中で辞退したそうでございます。13名でさまざまなことが進んだということになります。私は10人の枠に入らなかった3名の方は大変残念だったろうかなと思っております。選考の方法は、副町長を選考委員長にして、関連のある課長の方々が選考委員に当たったというようなことで、13人から10人の農業委員を選定したことになります。選考する副町長初め担当課長も苦渋の選択といいますか、そんなことで大変だったのではないかと私は推察いたします。その10人の枠に入らなかった3名の方は、大変残念だったのではないかなと推察いたします。公平性、透明性を論ずるのであれば、私は13人で抽せんという方法もあったのではないかなと、そういうふうに感じます。しかしながら、選任された方も立派であり、その選定されなかった3名も認定農業者であり、また現在の農業委員会の現職の農業委員でもあります。そんな面では、選定されなかった3名の方に町長は丁寧な説明と釈明、あるいは謝罪と言えども適当でないかもしれませんが、そう



いう形で今後のさまざまな農業分野においてのご協力をお願いしたほうがよいのではないかなと思います。いかがですか。

それから、3点目、今議員もそうですが、国会議員も、いずれ議員の方々も、女性の登用というのが課題になっております。農業委員会におきましても、県の農業会議等含めて、県北の働く女性の方々等からも農業委員に女性の登用というようなことの陳情を何回か受けたこともあります。そこで、今回10人の枠があるのであれば、最初から女性2名あるいは3名の枠をとって、その他は男性というような公募の方法も可能であるのであれば、そういう形で女性の登用というものを考えられたのではないかと。前回農業委員に女性が数名おりましたが、今回はゼロでございます。そういう面では、さまざまな方法を駆使しながら、そういう努力もすべきではないかなと、そうと思いますが、その点についても町長の見解を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 休憩いたします。

午前11時42分 休憩

—————

午前11時42分 再開

○議長（松浦 求君） 再開します。

では、副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） それでは、山本議員の質問に対して回答させていただきます。

1番の10名連名で一括上程するのはいかがかというご質問でございました。これにつきましては、事前に議会運営委員会のほうにお伺いを立て、そしてその結果、10名で連名という形でもよろしいということでしたので、そういった形にさせていただきました。その辺ご理解願います。

あと、農業委員の公募ですね、14名応募あって、10名、そしてその選考に非常に苦勞したのではないかという話でございました。議員ご指摘のとおり、審査委員会を2月19日に開催いたしました。その中、これは平成27年12月18日付の規則に基づきまして、選考するというふうなことでやっております。その中で、選考ということですので、客観的な基準を設けて、何項目もあるわけなのですが、その点数の積み上げ方式、それで決定いたしました。議員のお気持ち、また落選された方のお気持ち、よくわかるわけなのですが、私たちもどうしても10名という定員がございますので、選ばざるを得ないというふうなことでございます。それについて、抽せんであればいいのではないかというご提言もございました。私は、決して抽せんは適切な方法ではないというふうに考えております。抽せんやって、それが議会で承認していただけるかといいますと、何に基づいてやったのだというふうな形になるかと思えます。それについては、そのように

したいと。ただ、落選された応募者の方々にはやはり丁寧に、こういった事由でということでお伝えはしなければならないかなというふうに思います。

また、農地利用最適化推進委員のほうに希望なさっている方もありますので、こちらのほうに今後選任されるということもあるのかなと、本人の合意があればあるのかなというふうに考えております。

あと、女性の登用につきましてでございます。本当に議員ご指摘のとおり、私たち、私たちというよりも、そういった要望も受けておりますので、女性の団体のほうから、農業者の団体から要望を受けているということも事実でございます。また、県下を見ましても、ほとんどといいますか、今回軽米町を除いて女性委員、少なくとも1人は入っているというふうな状況でございます。これは、私たちも女性の委員の登用ということ、非常に大切なことと考えていますし、決して門戸を閉ざしているわけではございません。また、いろいろな方々、団体のほうも、農業者の方々も女性を推薦すべく、いろいろ努力をしたというふうに聞いております。その中で結果的に、気持ちがあっても、やっぱり家庭の事情でだめだとか、そういった状況の中で、結局のところ応募がなかったというふうな状況でございます。3年後の次期の改選に向けては、今回の反省を踏まえて、いろんな方法で女性の登用ということができるように努めてまいりたいというふうに考えております。無理に引っ張ってくる、引っ張ってくるという言葉は悪いですけども、お願いするということもなかなかできない事情もご理解していただきたいというふうに思います。

足りない部分は課長に答えさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 1番目の委員の連名の問題、議会運営委員会でそういうことで承認をもらったからそのように措置したという説明でございますが、議会運営委員会はそういう権限を持っていないのではないかと。本来の姿は、それぞれ、例えば1の人はどうか、2の人はどうかというような形の決定をすべきであると思いますので、それはちょっと行き過ぎな決め方であると思いますが、その点はいかがですかというのが第1点の質問です。

それから、3番目の女性委員の登用については、私の質問は最初から10人の枠を割り振って、女性3人、そのほかは一般という形のやり方というのも考えられなかったのか。そういう方法をすれば、必ずその枠がありますと応募しやすいというようなことになるのですが、その点はいかがですか。

それから、3番目、いずれ選定するほうも大変だったのではないかなと思います。ただこの資料を見ますと選定に漏れた方も大変立派な方でありまして、現職の農業委員であると、認定農業者であることから見れば、枠に入った10人も、

枠に入らなかった3人も横一線という形ではなかったのかなど。私は、透明性、公平性というようなことを考えれば、抽せん、あるいはもしかすれば政治的な配慮がなされたのかなという疑問、それらを払拭できたのではないかなと思います。が、町長いかがですか。

○議長（松浦 求君） 休憩いたします。

午前11時49分 休憩

-----  
午前11時52分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、再開いたします。

議会運営委員会の副委員長からお答えいたします。

議会運営委員会副委員長、細谷地多門君。

○議会運営副委員長（細谷地多門君） 議会運営委員会は先日行われたわけですが、その際、6名ですか、議会運営委員会のメンバーなのですが、そしてオブザーバーは議長というように、たまたま病気のため古舘委員長は欠席してございます。私は副委員長でしたので、私が中心になって進めさせていただきました。

冒頭、きょうの本会議に、28日に同意案第2号として農業委員会の委員の任命に関し同意を求めるといふことの内容が議会運営委員会の中にありました。それで、先ほど山本議員の質疑の中で、農業委員の10名という枠の同意案の中で、一人一人、この本会議場において審査していただくといふことの内容は確かにあります。それは、間違いではございません。しかしながら、前回といたしますか、連名で同意案を出してもらって、それを簡易採決していることから今回もそれで提出したほうがいいのではないかといふような、ほぼ全会一致で議会運営委員会で決定いたしました。それで、こういう議案の提出の運びになりました。

我々議会運営委員会は、責任ある立場で、きちっと議会運営を円滑に努めてまいるといふことをモットーに置いておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（松浦 求君） 以上、議会運営委員会の考え方。

それでは……

[何事か言う者あり]

○議長（松浦 求君） ちょっと待って。

産業振興課の総括課長から、農業委員会を担当していますので。

農業委員会事務局長、小林浩君。

○農業委員会事務局長（小林 浩君） 先ほどのご質問の2つ目でございますけれども、女性の登用に係る女性枠の設置等を行う考えについてでございますが、この件につきましては、岩手県農業会議におきまして、軽米町だけでなく、他市町村か

らもそのような質問等が出ております。しかしながら、全国農業会議所及び岩手県農業会議の回答によりますと、人数を明文化することはできないとの回答をいただいておりますので、軽米町におきましてもそのような枠の設定等は行っておりません。

3つ目の公平性と透明性の部分でございますけれども、応募された方々を任命の過程において公平及び透明を確保するために、町におきましては委員候補者の評価要領というものを作成して、それに基づいて応募された皆様方に公正に審査して、10名の方を選考しております。審査委員会で決定した10名につきまして、その後町長の同意を得られたことから、今回の10名について同意案を提出させていただきます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） まだありますか。

13番、山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 説明ありがとうございました。

第1点の連名の問題ですが、県の議長会等から今後聞いて、さまざまな対応を今後は考えたほうがいいのではないかなと思いますので、私はそういうことで、一括というのは問題があるという認識を持っておりますので、今後の採決の方法については検討していただきたいという要望をしておきたいと思います。

それから、女性枠の問題については、さまざま議論があって、今の段階ではというようなことですが、いずれ機会があればそんな方法、あるいはそれに似たような方法でというようなことを検討しないと、なかなか女性の登用というのは難しいのではないかと考えますので、ひとつ機会がありましたら課長、勉強してもらいまして、頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松浦 求君） 1番、中里宜博君。

○1番（中里宜博君） 私も5期ぐらい農業委員をやらせていただきましたけれども、業務内容を考えれば、農業委員はやっぱり町内各地域にバランスよく配置されているのが最も理想だと思います。ただ、この名簿を見たら、中心部に一人もいないのです。もちろん中心部から応募がなかったというのであれば話はわかりますが、現職の方2名が応募している。にもかかわらず、中心部の方が外れているというのは、私はちょっと納得できないですが、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（松浦 求君） 休憩します。

午後 零時00分 休憩

---

午後 零時 01分 再開

○議長（松浦 求君） 再開します。

副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 中里議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、私も正直な話、名前と顔がなかなか一致しない中で、客観的な資料に基づいて選任するというふうな職務で預かっておりました。そういった中で、区域に満遍なくということで、大きく3つの区域の中から選任しております。議員がおっしゃる中心部というのは、本当にその中心部の中、軽米の町の中だというふうに理解されますけれども、そこには確かにおりませんけれども、名前ではこの地区になるかな……山田委員がまず町なかの軽米地区ということで、そのほかにも西館委員ということで、ここはこの町なかの大きく、これはずっと円子のほうも含めてなのですけれども、そういった扱いで1つの区域、3つの区域でやっていますので、そこから大体満遍なくというふうな扱いにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 1番、中里宜博君。

○1番（中里宜博君） 今ので納得できません。山田さんはまだわかりますよ、軽米のほうでも、外れのほうですけれども。今までであれば、中心部分を誰か担当していたはずなのです。そのほかに向川原、長倉、駒木地区を担当していた方もいるし、中心部は専業農家の数は余りあるわけではありませんけれども、農家ではなくて農地を持っている人が町内でも一番多いのではないですか。転用とかそういう件数も多分一番多いのがこの中心部だと思いますが、その中心部に誰もいないというのは、ちょっとこれは納得いきません。今後の農業委員、農地利用最適化推進委員の業務内容を聞いても、そういう農地を持っている方に直接会って意向を調査するような業務も出てくるような話も聞きましたけれども、そうなればなおさら地元の覚えた方がふさわしいように思いますが、応募があつて、中心部から外れたというのは、やっぱり私は納得できないのですが、納得できる説明をお願いしたいです。

現状わかっていますか。この中心部は本当に農業振興地域から外れているので、軽トラがようやく行けるような道路が何本もあるし、知らない人は全く行けないような農地がいっぱいあるのです。地元の人でないとわからないような農地がいっぱいある。そこに地元の農業委員がいないというのは、私は業務にならないと思いますが。

○議長（松浦 求君） だって、今それで軽米の中心部から出せということか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 誰を引っ込めて、この10人の中から。そういうことだ。だって、

公平、公正にその審査基準を守って、審査基準で点数つけたということでやったというのなのなもの、それ以上答えようがないでしょう。

〔何事か言う者あり〕

○議長（松浦 求君） いやいや、だって10名の中で外れた人のことについて余りここで議論するのは、私は芳しくないと思うのだよ。

〔何事か言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 休憩します。

午後 零時06分 休憩

---

午後 零時06分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、再開いたします。

農業委員会事務局長、小林浩君。

○農業委員会事務局長（小林 浩君） ただいまのご質問になりますけれども、先ほどの副町長の答弁と重複する部分もあるかと思いますが、選考した内容の地区の考え方でございますが、晴山地区、軽米地区、小軽米地区、大きく3つに分けて、理想的な人数は農地利用最適化推進委員の人数、これは規則で地区の人数が定められておりますけれども、農業委員と農地利用最適化推進委員がセットで法定業務の現地確認、あるいは今後活動を強いられてくる農地利用の最適化に関する活動でございますが、セットで活動するのが一番推進しやすい体制であるということでございます。あわせて農業委員の数も地域に偏りがないように農業委員を設置するためには、晴山地区3名、大きく分けた軽米地区4名、小軽米地区3名の体制が一番いいものと考えております。今回出させていただいた同意案は、地区について申し上げれば、そのような内容になります。

ただ、地区割だけで選定しているわけではございません。先ほども申し上げましたけれども、評価要領に基づいて、推薦あるいは応募者の経歴等の内容等も審査した上での総合的な判断での10名の任命について同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 以上で答弁を終わります。納得するでしょう。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 以上で質疑を終わります。

次に討論に入るわけですが、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから同意案第 2 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

それでは、質疑がありましたので、ここで討論を省略したので、起立採決いたします。

原案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、同意案第 2 号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては原案に同意することに決定しました。

---

◎諮問第 1 号及び諮問第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） それでは次に、日程第 7、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてと日程第 8、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての 2 件を一括して議題といたします。

諮問第 1 号と第 2 号の提案理由の説明を求めます。

町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） 諮問第 1 号、第 2 号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

諮問第 1 号、第 2 号とも人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。平成 31 年 3 月 31 日で任期満了に伴う後任の委員の推薦に係るものでございまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、諮問第 1 号は、九戸郡軽米町大字上館第 2 地割 20 番地 3、新井田宣久氏を人権擁護委員として適任と考え、提案するものでございます。

新井田氏は、昭和 44 年 5 月 13 日のお生まれで、昭和 63 年 3 月に岩手県立軽米高等学校を卒業後、同年 4 月から現在の日本郵便株式会社に勤務され、軽米町内を初め岩手町、久慈市での各郵便局勤務を経て、平成 22 年 4 月より小軽米郵便局の局長を務められております。平成 28 年より人権擁護委員として幅広く活動いただいておりますが、このたび任期満了となりますことから、引き続き活動いただきたいと考え、推薦するものでございます。

次に、諮問第 2 号は、九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割 16 番地 5、田頭トヨ子氏を人権擁護委員として適任と考え、提案するものでございます。

田頭氏は、昭和 22 年 5 月 29 日のお生まれで、昭和 41 年 3 月に岩手県立軽米高等学校を卒業後、昭和 46 年から用務員として軽米小学校を初め町内の小中学校で勤められました。退職後は、平成 22 年より軽米町食生活改善推進員とし

て活動され、現在は同協議会の会長を務められております。さらに、平成28年からは民生委員・児童委員を務められております。現在は、地域社会のためにご尽力いただいております、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として活動していただくにふさわしい方であると確信し、推薦するものでございます。

以上、提案理由を申し述べまして、両名について議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから諮問第1号と第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論に入るわけですが、討論は省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認め、討論は省略します。

これから諮問第1号と第2号を採決します。採決は2回に分けて行います。

最初に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について、適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と認め、答申することに決定しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について、適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と認め、答申することに決定しました。

休憩します。

午後 零時15分 休憩

-----  
午後 零時59分 再開

○議長（松浦 求君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第1号から議案第13号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦 求君） 日程第9、議案第1号 二戸地区広域行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてから日程第21 議案第13号 平成31年度軽米町水道事業会計予算までの併せて13件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 二戸地区広域行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてと、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 平成30年度軽米町一般会計補正予算（第7号）と議案第8号 平成31年度軽米町一般会計予算の併せて4件について、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第1号、第2号、第6号及び第8号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、二戸地区広域行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めるもので、地方自治法第290条の規定により、構成市町村の議会の議決を求めるものでございます。改正内容につきましては、別紙、裏面のとおりでございますが、改正内容の要点を申し上げますと、用語と現状に見合わない条項の一部を改正するとともに、現行、均等割が2割、人口割8割とされている施設の設置に係る各市町村の負担割合を、ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場の設置については、平成31年度から処理量割を加え、均等割2割、人口割4割、処理量割4割に改めるとともに、消防本部の経費については本則の規定に従わず、当分の間市町村合併前の構成により算出するとし、二戸市においては均等割2割のうち4割を負担することとした平成17年度改正における附則を改正し、平成33年度から本則どおり構成市町村が等分を負担することにするというものでございます。

議案第2号についてご説明申し上げます。議案第2号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。内容につきましては、農業委員会の委員等に対し能率給を支給するため、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の別表を改めるもので、同別表に備考を加え、農業委員等に対し、国から受ける交付金の範囲内において、その活動実績に応じて町長が別に定める能率給を加算して支給できるようにすることとし、平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第6号についてご説明申し上げます。議案第6号は、平成30年度軽米町一般会計補正予算（第7号）でございます。内容でございますが、歳

入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,331万3,000円とするものであります。

また、繰越明許費として、3ページの第2表に軽米町社会福祉協議会施設整備費補助事業1,911万6,000円と本補正予算に計上しております防災マップ作成事業397万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、議案第8号についてご説明申し上げます。議案第8号は、平成31年度一般会計予算であります。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,300万円と定めるとともに、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について、議案書に記載のとおり定めようとするものでございます。

議案第1号、第2号、第6号及び第8号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦 求君） それでは続いて、議案第3号 軽米町森林環境整備基金条例について、産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 議案第3号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第3号は、軽米町森林環境整備基金条例でございます。平成31年4月1日施行予定の森林環境譲与税に伴い、森林の適正な管理及び整備等の総合的な林業振興に要する経費の財源に充てるため、森林環境譲与税を原資として基金を設置しようとするものでございます。基金の管理、運用及び処分等については記載のとおりでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦 求君） それでは次に、議案第4号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例と議案第5号 軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 平成31年度軽米町下水道事業特別会計予算、議案第13号 平成31年度軽米町水道事業会計予算の併せて4件について、地域整備課総括課長併任水道事業所長、川原木純二君。

〔地域整備課総括課長併任水道事業所長

川原木純二君登壇〕

- 地域整備課総括課長併任水道事業所長（川原木純二君） 議案第4号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。軽米町道路占用料徴収条例（昭和60年輕米町条例第16号）の一部を次のように改正するもので

ございます。内容につきましては、別表、第2条関係の占用料の新旧対照表のとおり改めるものでございます。この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改正しようとするものであります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第5号 軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年輕米町条例第12号）の一部を次のように改正するものでございます。内容につきましては、軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の新旧対照表のとおり改めるものでございます。この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第10号 平成31年度軽米町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,270万円と定めるものでございます。

続きまして、議案第13号 平成31年度軽米町水道事業会計予算について提案理由をご説明申し上げます。第2条の業務の予定量は、給水戸数2,428戸、年間総給水量59万3,490立米、1日平均給水量1,626立米、主な建設改良事業は老朽管更新事業とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予算額は、収入3億6,947万9,000円、支出3億6,931万4,000円とし、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入8,072万1,000円、支出2億5,805万8,000円と定めようとするものでございます。なお、資本的収入の額が支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

議案第4号、第5号、第10号、第13号について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦 求君） それでは引き続き、議案第7号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と議案第9号 平成31年度軽米町国民健康保険特別会計予算と議案第12号 平成31年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算の併せて3件について、町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 議案第7号、議案第9号及び議案第12号について提案理由を説明いたします。

議案第7号は、平成30年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で

ございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,670万9,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成31年度軽米町国民健康保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,700万円と定め、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては議案書記載のとおり定めようとするものでございます。

議案第12号は、平成31年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,110万円と定め、一時借入金につきましては議案書記載のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第7号、議案第9号及び議案第12号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 最後に、議案第11号 平成31年度軽米町介護保険特別会計予算について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第11号について提案理由をご説明申し上げます。

議案第11号は、平成31年度軽米町介護保険特別会計予算でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,040万円と定め、一時借入金の借り入れの最高額につきまして3,000万円と定めようとするものです。

議案第11号について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案13件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案13件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、平成31年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案13件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、平成31年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日以降の特別委員会は委員長から通知されます。

次の本会議は3月4日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 1時18分）